町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年(2016年)2月25日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例の一部を改正する条例

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成24年12月町田市条例第53号)の一部を次のように改正する。

目次中

「 第4節 運営に関する基準 (第50条―第59条)

」を

「 第4節 運営に関する基準 (第50条―第59条)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針(第59条の2)

第2節 人員に関する基準 (第59条の3・第59条の4)

第3節 設備に関する基準(第59条の5)

第4節 運営に関する基準 (第59条の6一第59条の20)

に

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関 する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第59条の21・第59条の22)

第2款 人員に関する基準(第59条の23・第59条の24)

第3款 設備に関する基準(第59条の25・第59条の26)

第4款 運営に関する基準(第59条の27一第59条の38)

改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の 29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項中「章」を「節」に改める。

第39条第1項中「第105条第1項」を「第59条の17第1項」に改める。

第54条第2項中「章」を「節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通 所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の 提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型 通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるため に必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域 密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる 看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介

護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4)機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通

所介護に従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の 他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る 指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市 の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に 規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければ

ならない。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
- (1)食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されていること。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供する ものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供 に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号 通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の 事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことを もって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことが できる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に

当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス 又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する 指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、 当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該 指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控 除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域 密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地 域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差 額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、 次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当 たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用 について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

- 第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の 質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。
 - (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。
 - (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
 - (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法 等について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切 な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。この場合において、特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(地域密着型通所介護計画の作成)

- 第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成す るための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し なければならない。
- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当 たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を 得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護 計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

- 第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通 所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る 調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所 の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所 ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなけ ればならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
 - (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密 着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤 務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該 指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供 しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務について は、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情が

ある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければなら ない。

(地域との連携等)

- 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての 記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければな らない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定 地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談 及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければなら ない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型 通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者 に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介 護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に 準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

- 第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなら

ない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録
- (3) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5)前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、 第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、 指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要 事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。
 - 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関 する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 前各節の規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又は癌末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並

びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)

- 第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、 その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生 活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の 世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能 の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければ ならない。
- 2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。) は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の 利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法 律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節に おいて同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。
- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介

護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要 な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護 事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数 の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

- 第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積 以上とする。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、 夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該 サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、

あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

- 第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、 利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サー ビスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

- 第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居 宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めなければなら

ない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者 又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護 支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供す る者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1)指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が 日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
 - (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行 うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、 理解しやすいように説明を行うこと。
 - (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
 - (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを 提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用する訪問看護事業者 等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有 を十分に図ること。
 - (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければなら

ない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準第70条第 1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する 基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書を いう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書 の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該 療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従った サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

- 第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に 対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配 慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速や かに主治の医師又は第59条の35第1項の緊急時対応医療機関への連絡を行う

等の必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準 用する。

(管理者の責務)

- 第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所 の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況 の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所 介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこ の款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならな い。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 (緊急時対応医療機関)
- 第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、 あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。
- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。 (安全・サービス提供管理委員会の設置)
- 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、 事故事例その他安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏 まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保する ための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならな い。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講 じなければならない。

(記録の整備)

- 第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助 言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「療養通所介護に」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「療養通所介護に」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第63条第2項第2号中「漏洩」を「漏洩」に改める。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中 「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型 指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう 。以下同じ。)」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18 第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助 言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替える」を「、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「認知症対応型通所介護に」とあるのは「認知症対応型通所介護に」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59 条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「小規模多機能型居宅介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「認知症対応型共同生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護に」とあるのは「認知症対応型共同生活介護に」とあるのは「認知症対応型共同生活介護に」とあるのは「認知症対応型共同生活介護に」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項か

ら第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護に」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護に」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護に」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に 改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から」を「、第100条から第104条まで及び」に、「あり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護 従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、同年4月1日から町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、同条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表 改正後
 改正前

 目次
 目次

 第1章~第3章 略
 第1章~第3章 略

 第3章の2 地域密着型通所介護 第1節 基本方針(第59条の2) 第2節 人員に関する基準(第59条の 3・第59条の4) 第3節 設備に関する基準(第59条の5) 第4節 運営に関する基準(第59条の6

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方 針並びに人員、設備及び運営に関 する基準

一第59条の20)

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第 59条の21・第59条の22)

<u>第2款 人員に関する基準(第59条の</u> 23・第59条の24)

第3款 設備に関する基準(第59条の25・第59条の26)

<u>第4款</u> 運営に関する基準 (第59条の 27-第59条の38)

第4章~第10章 略 附則

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 第4章~第10章 略 附則

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責 任者による利用者の面接によるほか、利用者 に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第67条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

改正後

改正前

(法定代理受領サービスの提供を受けるため の援助)

第16条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者 が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令 第36号。以下「施行規則」という。)第6 5条の4各号のいずれにも該当しないとき は、当該利用申込者又はその家族に対し、居 宅サービス計画(法第8条第24項に規定す る居宅サービス計画をいう。) の作成を指定 居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対し て届け出ること等により、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領 サービスとして受けることができる旨を説明 すること、指定居宅介護支援事業者に関する 情報を提供することその他の法定代理受領サ ービスを行うために必要な援助を行わなけれ ばならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、居宅サービス計画(法<u>第8条</u> 第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(管理者等の責務)

第30条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の従業者にこの<u>節</u>の 規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う ものとする。

3 略

(地域との連携等)

(法定代理受領サービスの提供を受けるため の援助)

第16条 指定定期巡回·随時对応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者 が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令 第36号。以下「施行規則」という。)第6 5条の4各号のいずれにも該当しないとき は、当該利用申込者又はその家族に対し、居 宅サービス計画(法第8条第23項に規定す る居宅サービス計画をいう。) の作成を指定 居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対し て届け出ること等により、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領 サービスとして受けることができる旨を説明 すること、指定居宅介護支援事業者に関する 情報を提供することその他の法定代理受領サ ービスを行うために必要な援助を行わなけれ ばならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、居宅サービス計画(法<u>第8条</u> 第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(管理者等の責務)

第30条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の従業者にこの<u>章</u>の 規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う ものとする。

3 略

(地域との連携等)

改正後

改正前

第39条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供に当たっては、利用者、利 用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療 関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域 を管轄する法第115条の46第1項に規定 する地域包括支援センター(第59条の17 第1項において「地域包括支援センター」と いう。) の職員、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護について知見を有する者等により構 成される協議会(以下この項において「介護・ 医療連携推進会議」という。)を設置し、お おむね3月に1回以上、介護・医療連携推進 会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護の提供状況等の報告をし、介護・医 療連携推進会議による評価を受けるととも に、介護・医療連携推進会議から必要な要望、 助言等を聴く機会を設けなければならない。

$2\sim4$ 略

(管理者等の責務)

第54条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者 にこの<u>節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮 命令を行うものとする。

3 略

第3章の2地域密着型通所介護第1節基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うこ

第39条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供に当たっては、利用者、利 用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療 関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域 を管轄する法第115条の46第1項に規定 する地域包括支援センター(第105条第1 項において「地域包括支援センター」という。) の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 について知見を有する者等により構成される 協議会(以下この項において「介護・医療連 携推進会議」という。)を設置し、おおむね 3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に 対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の提供状況等の報告をし、介護・医療連携 推進会議による評価を受けるとともに、介 護・医療連携推進会議から必要な要望、助言 等を聴く機会を設けなければならない。

$2 \sim 4$ 略

(管理者等の責務)

第54条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者 にこの<u>章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮 命令を行うものとする。

3 略

とにより、利用者の社会的孤立感の解消及び 心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体 的及び精神的負担の軽減を図るものでなけれ ばならない。

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

- 第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業 を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護 従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員 (専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師(以下この章に おいて「看護職員」という。) 指定地域 密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指 定地域密着型通所介護の提供に当たる看護 職員が1以上確保されるために必要と認め られる数
 - (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護 の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介 護を提供している時間帯に介護職員(専ら 当該指定地域密着型通所介護の提供に当た る者に限る。)が勤務している時間数の合 計数を当該指定地域密着型通所介護を提供 している時間数(次項において「提供単位 時間数」という。)で除して得た数が利用

者(当該指定地域密着型通所介護事業者が 法第115条の45第1項第1号口に規定 する第1号通所事業(地域における医療及 び介護の総合的な確保を推進するための関 係法律の整備等に関する法律(平成26年 法律第83号) 第5条による改正前の法第 8条の2第7項に規定する介護予防通所介 護に相当するものとして市が定めるものに 限る。) に係る指定事業者の指定を併せて 受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事 業と当該第1号通所事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合にあ っては、当該事業所における指定地域密着 型通所介護又は当該第1号通所事業の利用 者。以下この節及び次節において同じ。) の数が15人までの場合にあっては1以 上、15人を超える場合にあっては15人 を超える部分の数を5で除して得た数に1 を加えた数以上確保されるために必要と認 められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用 定員(当該指定地域密着型通所介護事業所に おいて同時に指定地域密着型通所介護の提供 を受けることができる利用者の数の上限をい う。以下この節から第4節までにおいて同 じ。)が10人以下である場合にあっては、 前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護 職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単 位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提 供している時間帯に看護職員又は介護職員 (いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護 の提供に当たる者に限る。)が勤務している 時間数の合計数を提供単位時間数で除して得 た数が1以上確保されるために必要と認めら れる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地 域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3

号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介 護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、 他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職 員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位 は、指定地域密着型通所介護であってその提 供が同時に一又は複数の利用者に対して一体 的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第 3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者 は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専 らその職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、指定地域密着型通 所介護事業所の管理上支障がない場合は、当 該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務 に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものと

する。

第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)

- 第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所 は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び 事務室を有するほか、消火設備その他の非常 災害に際して必要な設備並びに指定地域密着 型通所介護の提供に必要なその他の設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め るところによる。
 - (1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能 訓練室は、それぞれ必要な広さを有するも のとし、その合計した面積は、3平方メー トルに利用定員を乗じて得た面積以上とす ること。ただし、食事の提供の際にはその 提供に支障がない広さを確保でき、かつ、 機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一 の場所とすることができること。
 - (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談 の内容が漏洩しないよう配慮されていること。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定地 域密着型通所介護の事業の用に供するもので なければならない。ただし、利用者に対する 指定地域密着型通所介護の提供に支障がない 場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所 介護事業者が第1項に規定する設備を利用 し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護 以外のサービスを提供する場合に限る。)に は、当該サービスの内容を当該サービスの提 供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条 の3第1項第3号に規定する第1号通所事業 に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、

指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号 通所事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合にあっては、市の定める 当該第1号通所事業の設備に関する基準を満 たすことをもって、第1項から第3項までに 規定する基準を満たしているものとみなすこ とができる。

第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)

- 第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者 は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっ ては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者 が開催するサービス担当者会議等を通じて、 利用者の心身の状況、その置かれている環境、 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利 用状況等の把握に努めなければならない。 (利用料等の受領)
- 第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項 の規定により支払を受ける額のほか、次に掲 げる費用の額の支払を利用者から受けること ができる。
 - (1) 利用者の選択により通常の事業の実

施地域以外の地域に居住する利用者に対し て行う送迎に要する費用

- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとす る。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項 の費用の額に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 当該サービスの内容及び費用について説明を 行い、利用者の同意を得なければならない。 (指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)
- 第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らそ の提供する指定地域密着型通所介護の質の評 価を行い、常にその改善を図らなければなら ない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続すること

ができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。

- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者 一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞ れの役割を持って日常生活を送ることがで きるよう配慮して行うこと。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定 地域密着型通所介護の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は その家族に対し、サービスの提供方法等に ついて、理解しやすいように説明を行うこ と。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。この場合において、特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業 所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及 びその置かれている環境を踏まえて、機能訓 練等の目標、当該目標を達成するための具体

<u>的なサービスの内容等を記載した地域密着型</u> 通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者 は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっ ては、その内容について利用者又はその家族 に対して説明し、利用者の同意を得なければ ならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者 は、地域密着型通所介護計画を作成した際に は、当該地域密着型通所介護計画を利用者に 交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの 利用者について、地域密着型通所介護計画に 従ったサービスの実施状況及び目標の達成状 況の記録を行う。

(管理者の責務)

- 第59条の11 指定地域密着型通所介護事業 所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護 事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通 所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実 施状況の把握その他の管理を一元的に行うも のとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者 は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従 業者にこの節の規定を遵守させるため必要な 指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第59条の12 指定地域密着型通所介護事業 者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に 関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

改正後 改正前 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び 利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7)サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営 に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)
- 第59条の13 指定地域密着型通所介護事業 者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通 所介護を提供できるよう、指定地域密着型通 所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定 めておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地 域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地 域密着型通所介護事業所の従業者によって指 定地域密着型通所介護を提供しなければなら ない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及 ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密 着型通所介護従業者の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守)
- 第59条の14 指定地域密着型通所介護事業 者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所 介護の提供を行ってはならない。ただし、災 害その他のやむを得ない事情がある場合は、 <u>この限りで</u>ない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業 者は、非常災害に関する具体的計画を立て、 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制 を整備し、それらを定期的に従業者に周知す るとともに、定期的に避難、救出その他必要 な訓練を行わなければならない。 (衛生管理等)

- 第59条の16 指定地域密着型通所介護事業 者は、利用者の使用する施設、食器その他の 設備又は飲用に供する水について、衛生的な 管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じな ければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指 定地域密着型通所介護事業所において感染症 が発生し、又は蔓延しないように必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。 (地域との連携等)
- 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の 報告、評価、要望、助言等についての記録を 作成するとともに、当該記録を公表しなけれ ばならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地

域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域 密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第59条の18 指定地域密着型通所介護事業 者は、利用者に対する指定地域密着型通所介 護の提供により事故が発生した場合は、市、 当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居 宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者 に対する指定地域密着型通所介護の提供によ り賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠 償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59 条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外 のサービスの提供により事故が発生した場合 は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な 措置を講じなければならない。

(記録の整備)

- 第59条の19 指定地域密着型通所介護事業 者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者 に対する指定地域密着型通所介護の提供に関 する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から2年間保存しなければならない。
 - (1) 地域密着型通所介護計画
 - (2) 次条において準用する第20条第2 項に規定する提供した具体的なサービスの 内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第28条の規

定による市への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する第38条第2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第 15条から第18条まで、第20条、第22 条、第28条、第34条から第38条まで、 第41条及び第53条の規定は、指定地域密 着型通所介護の事業について準用する。この 場合において、第9条第1項中「第31条に 規定する運営規程」とあるのは「第59条の 12に規定する重要事項に関する規程」と、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と 第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護 種業者」とあるのは「地域密着型通所介 護従業者」とあるのは「地域密着型通所介 護従業者」と読み替えるものとする。

> 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び 運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)

第59条の21 前各節の規定にかかわらず、 指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護 であって、難病等を有する重度要介護者又は 癌末期の者であって、サービス提供に当たり 常時看護師による観察が必要なものを対象者 とし、第59条の31第1項に規定する療養 通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等 の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓 練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する 基準については、この節に定めるところによ る。

(基本方針)

- 第59条の22 指定療養通所介護の事業は、 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。
- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上 は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所 介護の職務に従事する者でなければならな い。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、

指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護 師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切 な指定療養通所介護を行うために必要な知識 及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、 その利用定員(当該指定療養通所介護事業所 において同時に指定療養通所介護の提供を受 けることができる利用者の数の上限をいう。 以下この節において同じ。)を9人以下とす る。

(設備及び備品等)

- 第59条の26 指定療養通所介護事業所は、 指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用 の部屋を有するほか、消火設備その他の非常 災害に際して必要な設備並びに指定療養通所 介護の提供に必要な設備及び備品等を備えな ければならない。
- 2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6. 4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上 とする。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提

供する場合に限る。)には、当該サービスの 内容を当該サービスの提供の開始前に市長に 届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

- 第59条の27 指定療養通所介護事業者は、 指定療養通所介護の提供の開始に際し、あら かじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 59条の34に規定する重要事項に関する規 程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、 第59条の32第1項に規定する利用者ごと に定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び 第59条の35第1項に規定する緊急時対応 医療機関との連絡体制その他の利用申込者の サービスの選択に資すると認められる重要事 項を記した文書を交付して説明を行い、当該 提供の開始について利用申込者の同意を得な ければならない。
- 2 第9条第2項から第5項までの規定は、前 項の規定による文書の交付について準用す る。

(心身の状況等の把握)

- 第59条の28 指定療養通所介護事業者は、 指定療養通所介護の提供に当たっては、利用 者に係る指定居宅介護支援事業者が開催する サービス担当者会議等を通じて、利用者の心 身の状況、その置かれている環境、他の保健 医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等 に応じた適切なサービスを提供できるよう、 特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利 用する訪問看護事業者等との密接な連携を図 り、利用者の心身の状況等の把握に努めなけ ればならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、 指定療養通所介護を提供するに当たっては、

指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る 指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サー ビス計画の作成及び変更等に必要な情報を提 供するよう努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所 介護の提供の終了に際しては、利用者又はそ の家族に対して適切な指導を行うとともに、 当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に 対する情報の提供及び保健医療サービス又は 福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の30指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定療養通所介護の提供に当たって は、次条第1項に規定する療養通所介護計 画に基づき、漫然かつ画一的にならないよ うに、利用者の機能訓練及びその者が日常 生活を営むことができるよう必要な援助を 行うこと。
 - (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通 所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行 うことを旨とし、利用者又はその家族に対 し、サービスの提供方法等について、理解 しやすいように説明を行うこと。
 - (3) 指定療養通所介護の提供に当たって は介護技術の進歩に対応し、適切な介護技 術をもってサービスの提供を行うこと。
 - (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者

の体調の変化等に応じた適切なサービスを 提供できるよう、利用者の主治の医師及び 当該利用者の利用する訪問看護事業者等と の密接な連携を図り、サービスの提供方法 及び手順等についての情報の共有を十分に 図ること。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

- 第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計 画が作成されている場合は、当該居宅サービ ス計画の内容に沿って作成しなければならな い。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書 (指定居宅サービス等基準第70条第1項に 規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の 事業の人員及び運営に関する基準(平成12 年厚生省令第80号)第17条第1項に規定 する訪問看護計画書をいう。以下この節にお いて同じ。)が作成されている場合は、当該 訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、 作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養 通所介護計画の作成に当たっては、その内容 について利用者又はその家族に対して説明 し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養 通所介護計画を作成した際には、当該療養通 所介護計画を利用者に交付しなければならな

い。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者 について、療養通所介護計画に従ったサービ スの実施状況及び目標の達成状況の記録を行 う。

(緊急時等の対応)

- 第59条の32 指定療養通所介護事業者は、 現に指定療養通所介護の提供を行っていると きに利用者に病状の急変が生じた場合等に備 え、主治の医師とともに、その場合の対応策 (以下この節において「緊急時等の対応策」 という。) について利用者ごとに検討し、緊 急時等の対応策をあらかじめ定めておかなけ ればならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所 介護の提供を行っているときに利用者に病状 の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊 急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医 師又は第59条の35第1項の緊急時対応医 療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ なければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治 の医師と密接な連携をとりながら、利用者の 状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更 を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他

- の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用 者の体調の変化等に応じた適切なサービスを 提供できるよう、利用者の主治の医師及び当 該利用者が利用する訪問看護事業者等との密 接な連携を図り、サービスの提供方法及び手 順等についての情報の共有を十分に行わなけ ればならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該 指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の 規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う ものとする。

(運営規程)

- 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、 指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定療養通所介護の利用定員
 - (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料 その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に 関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、 利用者の病状の急変等に備えるため、あらか

- <u>じめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</u>
- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護 事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、 若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時におい て円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医 療機関との間であらかじめ必要な事項を取り 決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

- 第59条の36 指定療養通所介護事業者は、 安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の 保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理 委員会(次項において「委員会」という。) を設置しなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月 に1回以上委員会を開催することとし、事故 事例その他安全管理に必要なデータの収集を 行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定 療養通所介護事業所における安全かつ適切な サービスの提供を確保するための方策の検討 を行い、当該検討の結果についての記録を作 成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の 結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなけ ればならない。

(記録の整備)

- 第59条の37 指定療養通所介護事業者は、 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 を整備しておかなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対す る指定療養通所介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から2年間保 存しなければならない。

町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

町田市指定地域密看型サービスの事業の人員、設備	及び連宮の基準等に関する条例新旧対照表
改正後	改正前
(1) 療養通所介護計画	
 (2) 前条第2項に規定する検討の結果に	
ついての記録	
 内容等の記録	
 (4) 次条において準用する第28条の規	
定による市への通知に係る記録	
 項に規定する苦情の内容等の記録	
(6) 次条において準用する第59条の1	
8第2項に規定する事故の状況及び事故に	
――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
7第2項に規定する報告、評価、要望、助	
言等の記録	
(準用)	
第59条の38 第10条から第13条まで、	
第16条から第18条まで、第20条、第2	
2条、第28条、第34条から第38条まで、	
第41条、第59条の7(第3項第2号を除	
く。) 、第59条の8及び第59条の13か	
ら第59条の18までの規定は、指定療養通	
所介護の事業について準用する。この場合に	
おいて、第34条中「定期巡回・随時対応型	
訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所	
介護従業者」と、第59条の13第3項中「地	
域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養	
通所介護従業者」と、第59条の17第1項	
中「地域密着型通所介護に」とあるのは「療	
養通所介護に」と、「6月」とあるのは「1	
2月」と、同条第3項中「当たっては」とあ	
るのは「当たっては、利用者の状態に応じて」	
と、第59条の18第4項中「第59条の5	
第4項」とあるのは「第59条の26第4項」	
と読み替えるものとする。	
(基本方針)	(基本方針)
第60条 指定地域密着型サービスに該当する	第60条 指定地域密着型サービスに該当する

認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対 応型通所介護」という。)の事業は、要介護 状態となった場合においても、その認知症で ある利用者(その者の認知症の原因となる疾 患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する 能力に応じ自立した日常生活を営むことがで きるよう生活機能の維持又は向上を目指し、 必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う ことにより、利用者の社会的孤立感の解消及 び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身 体的及び精神的負担の軽減を図るものでなけ ればならない。

(設備及び備品等)

第63条 略

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め るところによる。

(1) 略

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談 の内容が漏洩しないよう配慮されていること。

3~5 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以

改正前

認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第63条 略

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め るところによる。

(1) 略

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談 の内容が<u>漏洩</u>しないよう配慮されていること。

3~5 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以

改正後

改正前

下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者 は、指定居宅サービス(法第41条第1項に 規定する指定居宅サービスをいう。以下同 じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅 介護支援(法第46条第1項に規定する指定 居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サー ビス (法第53条第1項に規定する指定介護 予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地 域密着型介護予防サービス(法第54条の2 第1項に規定する指定地域密着型介護予防サ ービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介 護予防支援(法第58条第1項に規定する指 定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保 険施設(法第8条第25項に規定する介護保 険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介 護療養型医療施設の運営(第82条第7項に おいて「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなけれ ばならない。

第67条及び第68条 削除

下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者 は、指定居宅サービス(法第41条第1項に 規定する指定居宅サービスをいう。以下同 じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅 介護支援(法第46条第1項に規定する指定 居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サー ビス(法第53条第1項に規定する指定介護 予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地 域密着型介護予防サービス (法第54条の2 第1項に規定する指定地域密着型介護予防サ ービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介 護予防支援(法第58条第1項に規定する指 定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保 険施設(法第8条第24項に規定する介護保 険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介 護療養型医療施設の運営(第82条第7項に おいて「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなけれ ばならない。

(心身の状況等の把握)

第67条 指定認知症対応型通所介護事業者 (単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護 事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症 対応型通所介護の提供に当たっては、利用者 に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサ ービス担当者会議等を通じて、利用者の心身 の状況、その置かれている環境、他の保健医 療サービス又は福祉サービスの利用状況等の 把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第68条 指定認知症対応型通所介護事業者 は、法定代理受領サービスに該当する指定認 知症対応型通所介護を提供した際には、その 利用者から利用料の一部として、当該指定認 知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サ ービス費用基準額から当該指定認知症対応型

世上後 ・	可田巾指定地域密有型サービスの事業の人員、設備	及び連合の金革寺に関する未例利旧利照衣
サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を実ける利用者から支払を受ける和財産の選が、不合理な必額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超えな指定認知症対応型通所介護にあるで、利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3	改正後	改正前
対るものとする。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定 代理受領サービスに該当しない指定認知症対 応型通所介護を提供した際にその利用者から 支払を受ける利用料の額と、指定認知症対 型通所介護に係る地域密育型介護サービス費 用基準額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2 項の規定により支払を受ける額のほか、次に 掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実 施域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供 に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密管型介護サービス費用基準額を超える 費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常 必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用であるでは、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		通所介護事業者に支払われる地域密着型介護
2 指定認知症対応型適所介護事業者は、法定 代理受領サービスに該当しない指定認知症対 応型適所介護を提供した際にその利用者から 支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応 型通所介護に係る地域密著型介護サービス費 用基準額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前 2 項の規定により支払を受ける額のほか、次に 掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実 施地域以外の地域に居住する利用者に対し で行う送知に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護で要 する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供 に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地 域密著型介護サービス費用基準額を超える 費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常 必要となるものに係る費用であって、その 利用者に負担させることが適当と認められ る費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に 厚生労働大匹が定めるところによるものとす る。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第 3		サービス費の額を控除して得た額の支払を受
代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護し係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の規定により運動できる。 (1)利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える理用の範別に対応対して、通常の力定認の症対応型通所介護に係る地域密着型介護の過失な型、動所分態に係る地域密着型介護の過失な型、動作分離のほか、指定認知症対応型が所分護に係る地域密着型介護の提供に実する費用 (4)おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型が所分護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。		<u>けるものとする。</u>
		2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定
支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密者型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。		代理受領サービスに該当しない指定認知症対
型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に係る也の提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。		応型通所介護を提供した際にその利用者から
用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るもの機性に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密等型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。		支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応
まうにしなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2 項の規定により支払を受ける額のほか、次に 掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		型通所介護に係る地域密着型介護サービス費
3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2 項の規定により支払を受ける額のほか、次に 掲げる費用の額の支払を利用者から受けるこ とができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実 施地域以外の地域に居住する利用者に対し で行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要 する時間を超える指定認知症対応型通所介 護であって利用者の選択に係るものの提供 に伴い必要となる費用の範囲内において、 通常の指定認知症対応型通所介護に係る地 域密着型介護サービス費用基準額を超える 費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認 知症対応型通所介護の提供において提供さ れる便宜のうち、日常生活においても通常 必要となるものに係る費用であって、その 利用者に負担させることが適当と認められ る費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとす る。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		用基準額との間に、不合理な差額が生じない
項の規定により支払を受ける額のほか、次に 掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において長供される便宜のうち、目常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。		ようにしなければならない。_
提げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内た誌いて、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2
とができる。 (1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		項の規定により支払を受ける額のほか、次に
(1) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		掲げる費用の額の支払を利用者から受けるこ
施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		<u>とができる。</u>
て行う送迎に要する費用 (2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		(1) 利用者の選択により通常の事業の実
(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		施地域以外の地域に居住する利用者に対し
する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		て行う送迎に要する費用
護であって利用者の選択に係るものの提供 に伴い必要となる費用の範囲内において、 通常の指定認知症対応型通所介護に係る地 域密着型介護サービス費用基準額を超える 費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認 知症対応型通所介護の提供においても通常 必要となるものに係る費用であって、その 利用者に負担させることが適当と認められ る費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとす る。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要
に伴い必要となる費用の範囲内において、 通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		する時間を超える指定認知症対応型通所介
通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		護であって利用者の選択に係るものの提供
域密着型介護サービス費用基準額を超える 費用		に伴い必要となる費用の範囲内において、
費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		通常の指定認知症対応型通所介護に係る地
(3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認 知症対応型通所介護の提供において提供さ れる便宜のうち、日常生活においても通常 必要となるものに係る費用であって、その 利用者に負担させることが適当と認められ る費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとす る。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		域密着型介護サービス費用基準額を超える
(4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		<u>費用</u>
(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		(3) 食事の提供に要する費用
知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		<u>(4) おむつ代</u>
れる便宜のうち、日常生活においても通常 必要となるものに係る費用であって、その 利用者に負担させることが適当と認められ る費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとす る。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認
必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		<u>知症対応型通所介護の提供において提供さ</u>
利用者に負担させることが適当と認められる費用4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		れる便宜のうち、日常生活においても通常
る費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に 厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		必要となるものに係る費用であって、その
4前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。る。5指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		利用者に負担させることが適当と認められ
厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 る。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		<u>る費用</u>
る。 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		4 前項第3号に掲げる費用については、別に
5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3		厚生労働大臣が定めるところによるものとす
		<u> 3.</u>
項の費用の額に係るサービスの提供に当たっ		5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3
		項の費用の額に係るサービスの提供に当たっ

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第69条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者 (単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。) は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第72条 削除

(運営規程)

- 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - $(1) \sim (3)$ 略
 - (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。)
 - $(5) \sim (10)$ 略

第74条から第78条まで 削除

ては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第69条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自ら その提供する指定認知症対応型通所介護の質 の評価を行い、常にその改善を図らなければ ならない。

(管理者の責務)

- 第72条 指定認知症対応型通所介護事業所の 管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所 の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介 護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状 況の把握その他の管理を一元的に行うものと する。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者 は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の 従業者にこの節の規定を遵守させるため必要 な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に 関する規程を定めておかなければならない。
 - $(1) \sim (3)$ 略
 - (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。第75条において同じ。)
 - $(5) \sim (10)$ 略

(勤務体制の確保等)

第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通

改正後	印症対応型
通所介護事業所ごとに従業者の勤務 定めておかなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者 認知症対応型通所介護事業所ごとは 定認知症対応型通所介護事業所の行 って指定認知症対応型通所介護を持 ればならない。ただし、利用者の数	<u>加炡对応型</u>
定めておかなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者 認知症対応型通所介護事業所ごとは 定認知症対応型通所介護事業所の行 って指定認知症対応型通所介護を持 ればならない。ただし、利用者の対	* ~ LL HILL
2 指定認知症対応型通所介護事業者 認知症対応型通所介護事業所ごとは 定認知症対応型通所介護事業所の行 って指定認知症対応型通所介護を持 ればならない。ただし、利用者の知	<u> 络の体制を</u>
認知症対応型通所介護事業所ごとは 定認知症対応型通所介護事業所の行 って指定認知症対応型通所介護を持 ればならない。ただし、利用者の対	le . s
定認知症対応型通所介護事業所の役 って指定認知症対応型通所介護を抗ればならない。ただし、利用者の知	
って指定認知症対応型通所介護を抗 ればならない。ただし、利用者の処	
ればならない。ただし、利用者の気	
<u>影響を及ぼさない業務については、</u> でない。	<u> </u>
	払 ル ∌7 <i>5</i> n
3 指定認知症対応型通所介護事業者 症対応型通所介護事業者	
<u>症対応型通所介護従業者の資質の同</u> に、その研修の機会を確保しなけれ	
<u>(こ、この明)の (及去で) () () () () () () () () () </u>	<u> いょなりな</u>
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	\ **
第75条 指定認知症対応型通所介	
は、利用定員を超えて指定認知症対 介護の提供を行ってはならない。	
<u>「一度の促展を行うではならない。</u> 害その他のやむを得ない事情がある	
この限りでない。	<u>ン勿口(よ、</u>
(非常災害対策)	
<u>- (35円の日本) ポー</u> 第76条 指定認知症対応型通所介	· 苯 市 坐 耂
は、非常災害に関する具体的計画を	
常災害時の関係機関への通報及び過	
整備し、これらを定期的に従業者に	
とともに、定期的に避難、救出その	
訓練を行わなければならない。	
(衛生管理等)	
第77条 指定認知症対応型通所介	↑ 謹事業者
は、利用者の使用する施設、食器を	
備又は飲用に供する水について、循	
理に努め、又は衛生上必要な措置を	
ればならない。	
	者は、当該
指定認知症対応型通所介護事業所	
染症が発生し、又は蔓延しないよう	<u> </u>
措置を講ずるよう努めなければなら	っない。

改正後 改正前 (地域との連携等) 第78条 指定認知症対応型通所介護事業者 は、その事業の運営に当たっては、地域住民 又はその自発的な活動等との連携及び協力を 行う等の地域との交流を図らなければならな V) 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その 事業の運営に当たっては、提供した指定認知 症対応型通所介護に関する利用者からの苦情 に関して、市等が派遣する者が相談及び援助 を行う事業その他の市が実施する事業に協力 するよう努めなければならない。 (事故発生時の対応) 第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業 者は、利用者に対する指定認知症対応型通所 介護の提供により事故が発生した場合は、市、 当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居 宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じなければならない。 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項 の事故の状況及び事故に際して採った処置に ついて記録しなければならない。 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用 者に対する指定認知症対応型通所介護の提供 により賠償すべき事故が発生した場合は、損 害賠償を速やかに行わなければならない。 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第6 3条第4項の単独型・併設型指定認知症対応 型通所介護以外のサービスの提供により事故 が発生した場合は、第1項及び第2項の規定 に準じた必要な措置を講じなければならな V10 (記録の整備) (記録の整備) 第79条 略 第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用 者に対する指定認知症対応型通所介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用 者に対する指定認知症対応型通所介護の提供 に関する次に掲げる記録を整備し、その完結

改正後

改正前

の日から2年間保存しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ 略

- (5) <u>次条において準用する第59条の1</u> <u>8第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録
- (6) 次条において準用する第59条の1 7第2項に規定する報告、評価、要望、助 言等の記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条 から第18条まで、第20条、第22条、第 28条、第34条から第38条まで、第41 条、第53条、第59条の6、第59条の7、 第59条の11及び第59条の13から第5 9条の18までの規定は、指定認知症対応型 通所介護の事業について準用する。この場合 において、第9条第1項中「第31条に規定 する運営規程」とあるのは「第73条に規定 する重要事項に関する規程 | と、「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「認知症対応型通所介護従業者」と、第34 条中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従 業者」と、第59条の13第3項中「地域密 着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対 応型通所介護従業者」と、第59条の17第 1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは 「認知症対応型通所介護に」と、第59条の 18第4項中「第59条の5第4項」とある のは「第63条第4項」と読み替えるものと する。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者 は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当 たっては、介護支援専門員(第82条第12 項の規定により介護支援専門員を配置してい ないサテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所にあっては、本体事業所の介護支援 の日から2年間保存しなければならない。

- $(1) \sim (4)$ 略
- (5) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条 から第18条まで、第20条、第22条、第 28条、第34条から第38条まで、第41 条及び第53条の規定は、指定認知症対応型 通所介護の事業について準用する。この場合 において、第9条第1項中「第31条に規定 する運営規程」とあるのは「第73条に規定 する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「認知症対応型通所介護従業者」と、第34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従 業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従 業者」と読み替えるものとする。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者 は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当 たっては、介護支援専門員(第82条第12 項の規定により介護支援専門員を配置してい ないサテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所にあっては、本体事業所の介護支援

改正前

専門員。以下この条及び第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第105条 削除

専門員。以下この条及び第93条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむ2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前 項の報告、評価、要望、助言等についての記 録を作成するとともに、当該記録を公表しな ければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、そ の事業の運営に当たっては、地域住民又はそ の自発的な活動等との連携及び協力を行う等 の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの

(記録の整備)

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利 用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から2年間保存しなければならな い。

 $(1) \sim (7)$ 略

(8) <u>次条において準用する第59条の1</u><u>7第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する重要事項に関する規程」と、「定規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、

苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び 援助を行う事業その他の市が実施する事業に 協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指 定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する 建物と同一の建物に居住する利用者に対して 指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合 には、当該建物に居住する利用者以外の者に 対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供 を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第107条 略

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利 用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から2年間保存しなければならな い。
 - $(1) \sim (7)$ 略
 - (8) 第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条</u>、<u>第74条及び第77条</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、<u>第7</u>4条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」

改正後

改正前

第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「小規模多機能型居宅介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の整備)

第127条 略

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から2年間保存しなければなら ない。
 - $(1) \sim (6)$ 略
 - (7) 次条において準用する<u>第59条の1</u> <u>7第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助 言等の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第 13条、第22条、第28条、第34条から 第36条まで、第38条、第40条、第41 条、第59条の11、第59条の16、第5 とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」 と<u>読み替える</u>ものとする。

(基本方針)

第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(記録の整備)

第127条 略

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から2年間保存しなければなら ない。
 - $(1) \sim (6)$ 略
 - (7) 次条において準用する<u>第105条第</u> 2項に規定する報告、評価、要望、助言等 の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第 13条、第22条、第28条、第34条から 第36条まで、第38条、第40条、第41 条、第72条、第77条、第99条、第10

改正前

9条の17第1項から第4項まで、第99条、 第102条及び第104条の規定は、指定認 知症対応型共同生活介護の事業について準用 する。この場合において、第9条第1項中「第 31条に規定する運営規程」とあるのは「第 122条に規定する重要事項に関する規程」 と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「介護従業者」と、第34 条中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「介護従業者」と、第59 条の11第2項中「この節」とあるのは「第 6章第4節」と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護に」とあるのは「認知症対 応型共同生活介護に」と、「6月」とあるの は「2月」と、第99条中「小規模多機能型 居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」 と、第102条中「指定小規模多機能型居宅 介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型 共同生活介護事業者」と読み替えるものとす る。

(基本方針)

第129条 指定地域密着型サービスに該当す る地域密着型特定施設入居者生活介護(以下 「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」 という。) の事業は、地域密着型特定施設サ ービス計画(法第8条第21項に規定する計 画をいう。以下同じ。) に基づき、入浴、排 泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、 機能訓練及び療養上の世話を行うことによ り、当該指定地域密着型特定施設入居者生活 介護の提供を受ける入居者(以下この章にお いて「利用者」という。) が指定地域密着型 特定施設(同項に規定する地域密着型特定施 設であって、当該指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の事業が行われるものをいう。 以下同じ。) においてその有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるように するものでなければならない。

2条、第104条及び第105条第1項から 第4項までの規定は、指定認知症対応型共同 生活介護の事業について準用する。この場合 において、第9条第1項中「第31条に規定 する運営規程」とあるのは「第122条に規 定する重要事項に関する規程」と、「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「介護従業者」と、第34条中「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「介護従業者」と、第72条第2項中「こ の節」とあるのは「第6章第4節」と、第9 9条中「小規模多機能型居宅介護従業者」と あるのは「介護従業者」と、第102条中「指 定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるの は「指定認知症対応型共同生活介護事業者」 と、第105条第1項中「小規模多機能型居 宅介護に」とあるのは「認知症対応型共同生 活介護に」と、「通いサービス及び宿泊サー ビスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活 動状況」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第129条 指定地域密着型サービスに該当す る地域密着型特定施設入居者生活介護(以下 「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」 という。) の事業は、地域密着型特定施設サ ービス計画(法第8条第20項に規定する計 画をいう。以下同じ。) に基づき、入浴、排 泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、 機能訓練及び療養上の世話を行うことによ り、当該指定地域密着型特定施設入居者生活 介護の提供を受ける入居者(以下この章にお いて「利用者」という。) が指定地域密着型 特定施設(同項に規定する地域密着型特定施 設であって、当該指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の事業が行われるものをいう。 以下同じ。) においてその有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるように するものでなければならない。

改正後

改正前

2 略

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

$(1) \sim (7)$ 略

(8) 次条において準用する<u>第59条の17</u><u>第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第4 0条、第41条、<u>第59条の11、第59条</u> 015、第59条の16、第59条の17第 1項から第4項まで及び第99条の規定は、 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設 従業者」と、<u>第59条の11第2項</u>中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、<u>第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に」とあるのは「地域密着型通所介護に」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u>

(基本方針)

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法<u>第8条第22項</u>に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、

2 略

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

$(1) \sim (7)$ 略

(8) 次条において準用する<u>第105条第2</u>項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、 第28条、第34条から第38条まで、第4 0条、第41条、<u>第72条、第76条、第7</u> 7条、第99条及び第105条第1項から第 4項までの規定は、指定地域密着型特定施設 入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第72条第2項</u>中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、<u>第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護に」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u>

(基本方針)

第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法<u>第8条第21</u>項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、

改正前

居宅における生活への復帰を念頭に置いて、 入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、 社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上 の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世 話を行うことにより、入所者がその有する能 力に応じ自立した日常生活を営むことができ るようにすることを目指すものでなければな らない。

2 · 3 略

(従業者の員数)

第151条 略

 $2 \sim 12$ 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93条第1項に規定する指定通所介護事業所 をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介 護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所 又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業 を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予 防サービス基準条例第5条第1項に規定する 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の 事業を行う事業所が併設される場合において は、当該併設される事業所の生活相談員、栄 養士又は機能訓練指導員については、当該指 定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談 員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事 業所の利用者の処遇が適切に行われると認め られるときは、これを置かないことができる。

14~17 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から2年間保存し なければならない。

 $(1) \sim (6)$ 略

居宅における生活への復帰を念頭に置いて、 入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、 社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上 の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世 話を行うことにより、入所者がその有する能 力に応じ自立した日常生活を営むことができ るようにすることを目指すものでなければな らない。

2 · 3 略

(従業者の員数)

第151条 略

 $2 \sim 12$ 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93条第1項に規定する指定通所介護事業所 をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介 護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所 介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第5条第1項 に規定する併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護の事業を行う事業所が併設される場 合においては、当該併設される事業所の生活 相談員、栄養士又は機能訓練指導員について は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の 生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員によ り当該事業所の利用者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、これを置かないこと ができる。

14~17 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所 者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記 録を整備し、その完結の日から2年間保存し なければならない。

 $(1) \sim (6)$

次条において準用する第59条の1

7第2項に規定する報告、評価、要望、助

(7) 次条において準用する<u>第105条第</u>2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

改正前

(準用)

言等の記録

(7)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第 13条、第22条、第28条、第34条、第 36条、第38条、第41条、第59条の1 1、第59条の15及び第59条の17第1 項から第4項までの規定は、指定地域密着型 介護老人福祉施設について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第31条に規 定する運営規程」とあるのは「第168条に 規定する重要事項に関する規程」と、「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ るのは「従業者」と、第13条第1項中「指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供 の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」 と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用 者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要介護認定」とあるの は「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「従業者」と、第59条の11第2項中「こ の節」とあるのは「第8章第4節」と、第5 9条の17第1項中「地域密着型通所介護に」 とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護に」と、「6月」とあるのは「2 <u>月</u>」と読み替えるものとする。

第177条 第9条、第10条、第12条、第 13条、第22条、第28条、第34条、第 36条、第38条、第41条、第72条、第 76条、第105条第1項から第4項までの 規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に ついて準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「第168条に規定する重要事項に 関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあ るのは「入所の際に」と、同条第2項中「指 定居宅介護支援が利用者に対して行われてい ない等の場合であって必要と認めるときは、 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、 第34条中「定期巡回·随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「従業者」と、第7 2条第2項中「この節」とあるのは「第8章 第4節」と、第105条第1項中「小規模多 機能型居宅介護に」とあるのは「地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護に」と、「通 いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の 活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替 えるものとする。

(準用)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第 13条、第22条、第28条、第34条、第 36条、第38条、第41条、<u>第59条の1</u> 1、第59条の15、第59条の17第1項 から第4項まで、第153条から第155条 まで、第158条、第161条、第163条 から第167条まで及び第171条から第1 76条までの規定は、ユニット型指定地域密

第189条 第9条、第10条、第12条、第 13条、第22条、第28条、第34条、第 36条、第38条、第41条、<u>第72条、第</u> 76条、第105条第1項から第4項まで、 第153条から第155条まで、第158条、 第161条、第163条から第167条まで 及び第171条から第176条までの規定 は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉

改正前

着型介護老人福祉施設について準用する。こ の場合において、第9条第1項中「第31条 に規定する運営規程」とあるのは「第186 条に規定する重要事項に関する規程 と、「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「従業者」と、第13条第1項中「指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供 の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」 と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用 者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要介護認定」とあるの は「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「従業者」と、第59条の11第2項中「こ の節」とあるのは「第8章第5節」と、第5 9条の17第1項中「地域密着型通所介護に」 とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護に」と、「6月」とあるのは「2 月」と、第167条中「第158条」とある のは「第189条において準用する第158 条」と、同条第5号中「第157条第5項」 とあるのは「第182条第7項」と、同条第 6号中「第177条」とあるのは「第189 条」と、同条第7号中「第175条第3項」 とあるのは「第189条において準用する第 175条第3項」と、第176条第2項第2 号中「第155条第2項」とあるのは「第1 89条において準用する第155条第2項 と、同項第3号中「第157条第5項」とあ るのは「第182条第7項」と、同項第4号 及び第5号中「次条」とあるのは「第189 条」と、同項第6号中「前条第3項」とある のは「第189条において準用する前条第3 項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

施設について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規 程」とあるのは「第186条に規定する重要 事項に関する規程 と、「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業 者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して 行われていない等の場合であって必要と認め るときは、要介護認定」とあるのは「要介護 認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」 と、第72条第2項中「この節」とあるのは 「第8章第5節」と、第105条第1項中「小 規模多機能型居宅介護に」とあるのは「地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に」 と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供 回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」 と、第167条中「第158条」とあるのは 「第189条において準用する第158条」 と、同条第5号中「第157条第5項」とあ るのは「第182条第7項」と、同条第6号 中「第177条」とあるのは「第189条」 と、同条第7号中「第175条第3項」とあ るのは「第189条において準用する第17 5条第3項」と、第176条第2項第2号中 「第155条第2項」とあるのは「第189 条において準用する第155条第2項」と、 同項第3号中「第157条第5項」とあるの は「第182条第7項」と、同項第4号及び 第5号中「次条」とあるのは「第189条」 と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは 「第189条において準用する前条第3項」 と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

改正前

は、利用者に対する指定看護小規模多機能型 居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から2年間保存しなけれ ばならない。

 $(1) \sim (9)$ 略

(10) 次条において準用する<u>第59条の</u> <u>17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20 条、第22条、第28条、第34条から第3 8条まで、第40条、第41条、第59条の 11、第59条の13、第59条の16、第 59条の17、第87条から第90条まで、 第93条から第95条まで、第97条、第9 8条、第100条から第104条まで及び第 106条の規定は、指定看護小規模多機能型 居宅介護の事業について準用する。この場合 において、第9条第1項中「第31条に規定 する運営規程」とあるのは「第202条にお いて準用する第100条に規定する重要事項 に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規 模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従 業者」と、第59条の11第2項中「この節」 とあるのは「第9章第4節」と、第59条の 13第3項中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従 業者」と、第59条の17第1項中「地域密 着型通所介護に」とあるのは「看護小規模多 機能型居宅介護に」と、「6月」とあるのは 「2月」と、「活動状況」とあるのは「通い サービス及び宿泊サービスの提供回数等の活 動状況」と、第89条及び第97条中「小規 模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第1

は、利用者に対する指定看護小規模多機能型 居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から2年間保存しなけれ ばならない。

 $(1) \sim (9)$ 略

(10) 次条において準用する<u>第105条</u>第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20 条、第22条、第28条、第34条から第3 8条まで、第40条、第41条、第72条、 第74条、第77条、第87条から第90条 まで、第93条から第95条まで、第97条、 第98条及び第100条から第106条の規 定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事 業について準用する。この場合において、第 9条第1項中「第31条に規定する運営規程」 とあるのは「第202条において準用する第 100条に規定する重要事項に関する規程| と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第7 4条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」 とあり、並びに第89条及び第97条中「小 規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第1 06条中「第82条第6項に規定する」とあ るのは「第191条第7項各号に掲げる」と 読み替えるものとする。

改正後	改正前
06条中「第82条第6項に規定する」とあるのは「第191条第7項各号に掲げる」と	
読み替えるものとする。	